

丸亀市いじめ等防止基本方針

平成 27 年 6 月

丸 亀 市

丸亀市教育委員会

(最終改定 平成 29 年 8 月 31 日)

はじめに

滋賀県大津市の中学2年生男子生徒自殺事件（平成23年）をきっかけにした「いじめ防止対策推進法」が平成25年6月に成立しました。いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するだけでなく、自尊心を傷つけ、その心と身体の健全な成長や人格の形成に深刻な影響を与え、なお、かけがえのない大切な命を奪うほどの重大な問題であることは言うまでもありません。

丸亀市教育委員会では、これまでも学校と家庭や地域等との連携のもと、子どもたちの健やかな成長を願い、いじめ等問題行動の防止や早期発見に努め、事案発生やその懸念があるときは、迅速かつ適切に対応しようと、平成25年度から学校教育課内にサポートチームを創設しました。その実績から、翌26年度は、学校教育サポート室へと充実化を図り、種々尽力してきたところです。

同法は、国がいじめを社会全体で解決すべき重大な問題として位置づけたものであり、本市におきましても、これまでの実践を踏まえ、あらためていじめ問題等への対応について検証することといたしました。

同法の基本理念である、社会全体でいじめ問題を克服するために、

- ① いじめへの対応が、体系的・計画的かつ組織的に行われるよう推進すること
- ② いじめに対する理解の普及と啓発に努め、子どもたちの生命と人権を守り抜く社会を構築すること
- ③ いじめは、子どもたちの生活や学習の権利を奪う行為であることから、子どもたち自身が問題意識を持って主体的にいじめ防止活動に参加すること

などを目指して、丸亀市としての「基本方針」を定めることといたしました。なお、本市におきましては、特に「丸亀市いじめ『等』防止基本方針」としましたのは「いじめ」に限定することなく、子どもたちの健全性に反する行為として、「暴力行為等の問題行動」をも対象としたものであります。

しかし、「いじめ防止対策推進法」の成立や「基本方針」の策定をもって、直ちにいじめがなくなるものではありません。本法や本方針の施行を契機に、人間としての尊厳が大切にされて、全ての人々の人命・人格・人権が尊重される社会を築いていくことは、私たちの願いであり、責務であると考えています。

学校・地域・家庭ほか全ての市民の連携の下、総力を挙げて子どもたちの健全育成を図り、子どもたち一人ひとりが人として尊重される教育環境を構築したいと切に願っている次第です。

どうか、皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

平成27年6月

丸亀市教育委員会

教育長 中野レイ子

目 次

第1章	いじめ等の防止に係る基本的方向に関する事項	1
1	丸亀市いじめ等防止基本方針策定の目的	1
2	定義	1
3	基本理念	2
第2章	丸亀市・丸亀市教育委員会における対策	3
1	丸亀市における対策	3
(1)	財政上の措置等	
(2)	関係機関等との連携	
(3)	啓発活動	
(4)	丸亀市いじめ等対策連絡協議会の設置	
2	丸亀市教育委員会における対策	4
(1)	丸亀市いじめ等専門委員会の設置	
(2)	児童生徒の自主的活動	
(3)	相談体制の整備	
(4)	いじめ等の防止のための教職員の資質の向上	
(5)	インターネットを通じて行われるいじめ等に関する啓発活動	
(6)	教育委員会による措置	
(7)	出席停止制度の適切な運用等	
(8)	学校相互間の連携協力体制の整備	
(9)	いじめ等に関する学校の取組状況等の把握	
(10)	学校評価、教員評価における留意点	
第3章	学校における対策	6
1	学校いじめ等防止基本方針	6
2	学校いじめ等対策委員会	7
3	いじめ等の防止に関する取組の具体化	8
(1)	いじめ等の未然防止	
(2)	いじめ等の早期発見	
(3)	いじめ等に対する措置	
(4)	いじめの解消	
第4章	保護者、児童生徒、市民等・関係機関の役割	13
1	保護者の役割	13
2	児童生徒の役割	13
3	市民・事業者・関係機関の役割	13
第5章	重大事態への対処	14
1	重大事態の意味	14
2	教育委員会又は学校による対処	14
3	市長による対処	17
第6章	雑則	17

参考資料等

- 1 いじめ事案発生時の対応(フローチャート).....24
- 2 重大事態発生時の対応・調査体制(フローチャート).....25
- 3 「いじめ」のない学校・地域をめざして
～「ピンクのシャツ運動」～ (資料1).....26
- 4 丸亀市教育委員会少年育成センター電話相談カード(資料2).....27
- 5 香川県においていじめの防止等の取組を推進する関係機関一覧(資料3).....28
- 6 早期に警察へ相談・通報すべきいじめの事案について(通知)(資料4).....29
- 7 児童生徒の暴力行為等への警察と連携した対応について(通知)(資料5).....35

丸亀市いじめ等防止基本方針

第1章 いじめ等の防止に係る基本的方向に関する事項

1 丸亀市いじめ等防止基本方針策定の目的

丸亀市いじめ等防止基本方針(以下「丸亀市基本方針」という。)は、本市の児童生徒の尊厳を保持する目的の下、いじめや暴力行為等の問題行動の未然防止、早期発見及び措置(以下「防止」という。)のための対策を、丸亀市、丸亀市教育委員会、丸亀市立小・中学校(以下「学校」という。)その他関係者の果たすべき役割等を定めることにより、各々が主体的かつ相互に協力しながら、総合的かつ効果的に推進するために策定する。

2 定義

(1) この基本方針において「いじめ」とは、「いじめ防止対策推進法」(以下「推進法」という。)第2条にあるように、児童生徒に対して「当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

推進法第2条のいじめの定義では、従来の文部科学省(旧文部省)の定義から「継続的」という文言が削除され、さらに「心理的、物理的な攻撃」が「心理的又は物理的な影響を与える行為」と変更されており、いじめが従来に比べ広い範囲の行為として定義付けられていることに留意する必要がある。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かは、表面的・形式的に行うことなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立って判断しなければならない。

いじめは、いじめられていても、いじめを受けた児童生徒がそれを否定する場合があります。踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。さらに、いじめを受けた児童生徒が、いじめとして認識していない場合であっても、「心理的又は物理的な影響を与える行為」により、「心身の苦痛を感じているもの」であれば、「いじめ」として認知する必要がある。けんかやふざけ合いと見える事案であっても、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判

断しなければならない。また、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要するとは限らない。例えば、好意から行った行為が相手の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合等は、行為を行った児童生徒に悪意がなかったことを十分加味して「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、当該事案の発生した状況や背景を踏まえて対応することも可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、いじめとして認知しなければならない。

具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

その他、いじめの定義に係る用語の解釈及び留意点については「国の基本方針」に基づき判断する。

- (2) この基本方針において「いじめ等」とは、児童生徒のいじめの他暴力行為等の問題行動をいう。
- (3) この基本方針において「児童生徒」とは、丸亀市立小・中学校に在籍する児童生徒をいう。

3 基本理念

全ての児童生徒は、かけがえのない存在であり、社会の宝である。児童生徒の健全な成長は、社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

いじめ等は、児童生徒の健やかな成長を阻害するだけでなく、将来への希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものであることから、いじめ等の防止のための基本となる認識を次のとおり示す。

- (1) いじめ等は、被害を受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するなどのおそれがあり、特に、いじめは、人として決して許される行為ではない、との毅然とした姿

勢を示す。

- (2) いじめ等は、どの集団にも、どの学校にも、どの児童生徒にも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害であり、いじめ等の防止の対策は、特定の児童生徒や特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む。
- (3) そのためには、丸亀市民全員が児童生徒のいじめ等について問題意識を共有し、一人ひとりの役割を果たすとともに、相互に連携していじめ等の防止に努める。
- (4) 児童生徒も、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめ等を許さない子ども社会の実現に努める。
- (5) いじめ等を受けた児童生徒の生命や心身を保護することが特に重要であり、当該児童生徒を徹底して守るとともに、その保護者に対する必要な支援を行う。
- (6) いじめ等を行った児童生徒に対しては、いじめ等の行為の背景にある状況等を把握し、適宜適切な指導を行う。

第2章 丸亀市・丸亀市教育委員会における対策

1 丸亀市における対策

丸亀市(以下「市」という。)は、推進法及び丸亀市基本方針に基づき、いじめ等の防止のための対策を策定し、総合的かつ効果的に推進する。

(1) 財政上の措置等

市は、いじめ等の防止のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずる。

(2) 関係機関等との連携

市は、いじめ等を受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、いじめ等を行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめ等の防止のための対策が、関係者の連携の下に適切に行われるよう市の関係部局相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(3) 啓発活動

市は、いじめ等が児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめ等を未然防止することの重要

性、いじめ等に係る相談体制及び救済制度等に関する広報、発達段階に応じた幼児期からの取組の必要性その他の啓発活動を行う。

(4) 丸亀市いじめ等対策連絡協議会の設置

市は、いじめ等に関して、関係機関の連携強化を図り実効的に対応するために、「丸亀市いじめ等対策連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)」を設置する。

2 丸亀市教育委員会における対策

丸亀市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、学校におけるいじめ等の防止のために必要な措置を講ずる。

(1) 丸亀市いじめ等専門委員会の設置

教育委員会は、連絡協議会との円滑な連携の下に、学校におけるいじめ等の事案に実効的に対応するために、教育委員会の附属機関として、「丸亀市いじめ等専門委員会(以下「専門委員会」という。)」を設置する。

(2) 児童生徒の自主的活動

教育委員会は、児童会又は生徒会を中心とした児童生徒が、いじめ等の未然防止に資する活動の機会をつくり、自主的活動が推進されるよう学校に指導・助言する。特に、いじめに関しては、香川県教育委員会が定めるいじめゼロ強調月間(11月)及び「いじめゼロ子どもサミット」等に併せて、児童生徒の自主的活動を推進するよう指示する。

(3) 相談体制の整備

ア 教育委員会は、丸亀市少年育成センターに児童生徒及び保護者あるいはその他の関係者がいじめ等に係る相談を行うことができる体制を整備する。

イ 教育委員会は、教育委員会学校教育サポート室に学校長ほか教職員等がいじめ等に係る相談を行うことができる体制を整備する。

(4) いじめ等の防止のための教職員の資質の向上

教育委員会は、学校の教職員に対し、いじめ等の防止に関する研修の実施その他のいじめ等の防止のための対策に関する資質の向上を図る措置を計画的に行う。

(5) インターネットを通じて行われるいじめ等に関する啓発活動

教育委員会は、インターネットを通じて行われるいじめ等に対しては、児童生徒及びその保護者が、インターネットを通じて行われるいじめ等を未然防止し、かつこれに対し効果的に対処することができるよう、必要な啓発活動を行う。

(6) 教育委員会による措置

教育委員会は、学校からいじめ等の事案の報告を受けたときは、適宜、学校への支援若しくは適切な措置を講ずるなどの指示をし、また、必要に応じ、当該報告の事実関係を明確にするため、自ら調査を行う。特に、いじめの事案の報告に関しては、当該事案が推進法第28条第1項第1号及び第2号に規定する重大事態であると判断される場合は、丸亀市基本方針の第5章に定めた「重大事態への対処」に従った対応を学校に指示する。

(7) 出席停止制度の適切な運用等

教育委員会は、いじめ等を受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために、いじめ等を行った児童生徒の保護者に対して、学校教育法第35条第1項に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずる措置を検討する等、必要な措置を速やかに講ずる。

(8) 学校相互間の連携協力体制の整備

教育委員会は、いじめ等を受けた児童生徒といじめ等を行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめ等を受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめ等を行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校間の連携協力体制を整備するものとする。

(9) いじめ等に関する学校の取組状況等の把握

ア 教育委員会は、学校におけるいじめ等の防止のための対策に関する基本的な方針（以下「学校いじめ等防止基本方針」という。）を年度当初に学校から提出させ、必要に応じて指導する。

イ 教育委員会は、学校が、学校評価にいじめ等の防止に関する評価項目を設けるよう指示する。

ウ 教育委員会は、学校におけるいじめ等の防止の取組状況を適宜調査し、必要に応じて指導する。

(10) 学校評価、教員評価の留意点

教育委員会は、いじめ等の問題について評価を行うに当たっては、単にいじめ等の有無やその多寡のみを評価するのではなく、学校及び教員が問題を隠さずその実態把握や対応が促されているか、日頃から児童生徒の理解、未然防止や早期発見、迅速かつ適切な措置、組織的な取組がなされているかについて、それぞれ学校評価、教員評価を行うよう、学校に対して必要な指導・助言を行う。

第3章 学校における対策

学校及び学校の教職員は、推進法及び丸亀市基本方針に基づき、学校に在籍する児童生徒の保護者、地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、学校全体で組織的にいじめ等の防止に取り組む。また、学校に在籍する児童生徒がいじめ等を受けていると思われるときは、当該児童生徒を徹底して守るとともに、早期解消のため適切かつ迅速にこれに対処する。

1 学校いじめ等防止基本方針

(1) 校長は、次の目的を果たすために、丸亀市基本方針等を参酌して学校いじめ等防止基本方針を策定する。

ア 学校いじめ等防止基本方針に基づく対応を徹底し、教職員がいじめ等を抱え込まず、かつ、学校はいじめ等への対応を個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応を行う。

イ いじめ等の発生時における学校の対応をあらかじめ示すことで、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめ等の加害行為の抑止につなげる。

ウ いじめ等を行った児童生徒への成長支援の観点を学校いじめ等防止基本方針に位置付けることにより、いじめ等を行った加害児童生徒への支援につなげる。

(2) 学校いじめ等防止基本方針には、以下の内容を盛り込む。

ア いじめ等の防止のための対策の基本的な方向に関する事項(策定の目的、いじめの定義、基本理念など)

イ 具体的な指導内容のプログラム(学校いじめ等防止プログラム)

ウ いじめ等の早期発見・事案への対処を実施するためのマニュアル(アンケート調査、個人面談・保護者面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法など)

エ 校内研修も含めた、年間を通じた学校いじめ等対策委員会の活動計画

オ 学校いじめ等対策委員会による、学校いじめ等防止基本方針のチェック(PDCAサイクル)

(3) 学校いじめ等防止基本方針の名称は「丸亀市立(学校名)いじめ等防止基本方針」とする。

(4) 校長は、学校いじめ等防止基本方針を策定するに当たっては、保護者の参画を図るとともに、児童生徒の意見を十分考慮するよう努める。

- (5) 校長は、学校いじめ等防止基本方針を策定するに当たっては、児童生徒やその保護者の意見及び地域の状況等を踏まえて作成する。
- (6) 校長は、学校いじめ等防止基本方針を、年度当初1か月以内に教育長に提出する。
- (7) 校長は、学校いじめ等防止基本方針の内容、実施状況等を学校評価の評価項目に位置づけるとともに、評価結果等を踏まえ、適宜修正する。この場合、校長は、修正した学校いじめ等防止基本方針を速やかに教育長に提出する。
- (8) 校長は、保護者や地域住民に対し遅滞なく学校いじめ等防止基本方針を学校通信や学校のホームページ等で公表し、保護者や地域住民が、その内容を容易に確認できるような措置を講じるとともに、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。
- (9) 学校の全ての教職員は、学校いじめ等防止基本方針に基づき、組織的・計画的にいじめ等の防止に取り組む。

2 学校いじめ等対策委員会

- (1) 学校は、いじめ等の防止に組織的な対応を行うため、常設の学校いじめ等対策委員会を設置する。学校いじめ等対策委員会の名称は「丸亀市立(学校名)いじめ等対策委員会」とする。
- (2) 学校いじめ等対策委員会は、学校の複数の教職員及びスクールカウンセラー等により構成し、いじめ等の防止が専門的知識に基づき適切に行われるよう、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者その他の専門的知識を有する者の派遣を教育委員会に要請する。また、いじめ等に関する措置を実効的に行うため、個々のいじめ等の防止・早期発見・事案への対処に当たっては、関係児童生徒にとって最も身近な存在である学級担任や教科担任等の関係の深い教職員を追加する。
- (3) 学校いじめ等対策委員会は、校長の監督を受け、丸亀市基本方針及び学校いじめ等防止基本方針に基づき、いじめ等に関する全ての事項について、いじめ等の防止に関する措置を実効的に行うため、同委員会を定期的を開催し、学校が組織的・実効的に取り組むよう機能しなければならない。

学校におけるいじめ等に関する事項としては、次のようなものが考えられる。

- ア 学校いじめ等防止基本方針の作成・実施・定期的検証・修正その他の取組
- イ 具体的な年間計画の作成及び進捗状況の確認

ウ いじめ等の相談・通報の窓口

エ いじめ等に関する情報の的確な収集と記録及び情報の共有

オ いじめ等に関する情報に対する緊急会議の開催と情報の迅速な共有及び早期対応

カ いじめ等の事案に関係のある児童生徒への事実関係の聴取及びいじめか否かの判断(いじめの認知)

キ いじめ等に対する指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携

ク いじめ等の防止に係る校内研修の企画、計画的実施 等

- (4) 学校いじめ等対策委員会は、児童生徒及び保護者に自らの存在、具体的な活動等について周知する。特に、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であることを認識させる。

3 いじめ等の防止に関する取組の具体化

※ 「国の基本方針(別添2)」……『学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント』を参照

(1) いじめ等の未然防止

ア 学校は、いじめ等がどの児童生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、児童生徒の心の通い合うコミュニケーション能力を育み、自己有用感、自尊感情を高め、「丸亀市学校教育方針」のひとつである「楽しい学校・学級づくり」を計画的・実効的に推進することで、いじめ等の未然防止に努めなければならない。

イ 学校は、いじめ等が最も身近で深刻な人権侵害であることを踏まえ、全ての教育活動を通じて人権教育の充実を図る。

ウ 学校は、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培うことがいじめ等の未然防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

エ 学校は、児童生徒並びにその保護者及び学校の教職員に対するいじめ等を未然に防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずる。特に、児童生徒への啓発においては、具体的ないじめの態様等に基づくいじめの定義の理解、いじめは推進法で禁止されていること、いじめ等が児童生徒の心身に及ぼす影響、生命に関わる行為であること、推進法及び文部科学省の通知等で定められた学校と関係機関との連携その他のいじめ等の問題に関して児童生徒の理解を深める。

オ 学校は、児童生徒がいじめ等を自分たちの問題として考え議論する等の、いじめ等の未然防止に資する活動の機会をつくり、いじめ等の加害者や傍観者等を生まない集団づくりを行う。特に、いじめに関しては、香川県教育委員会が定めるいじめゼロ強調月間(11月)及び「いじめゼロ子どもサミット」等に併せて、児童生徒の自主的活動を促進する。

カ 上記オの児童生徒の活動を促進するにあたっては、必要に応じて、市教育委員会少年育成センターが推進する「ピンクのシャツ運動」(資料1)との連携を図る。

キ 学校は、いわゆる学級崩壊が児童生徒の学校生活の基盤である学級の秩序を失わせ、その結果、いじめ等を発生させる要因となりかねないことに鑑み、学級崩壊の発生の未然防止に努めるとともに、その兆候が見られる場合は、全校で早期に解消に当たる。

ク 学校は、インターネット上で行われるいじめ等の未然防止のために、情報モラル教育を推進し、児童生徒の意識の向上を図るとともに、保護者には、インターネット等の適切な利用等について啓発を行う。

ケ 学校は、いじめ等を未然防止するため、児童生徒の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ等の未然防止に資する地域の活動等に児童生徒が自主的に参加できるよう、積極的に支援する。

コ 学校は、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめ等を助長したりすることがないように、指導の在り方に細心の注意を払う。

(2) いじめ等の早期発見

ア 学校は、いじめ等の早期発見のために、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努める。特に、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保ち、些細な兆候であっても、いじめではないかとの視点で、早い段階からの的確に関わりをもつことで、いじめを積極的に認知する。

イ 学校は、児童生徒に対する定期的なアンケートを実施する。その際、目的に応じて内容や実施方法を検討し、記名式と無記名式、また、選択式と記述式のそれぞれの特長を活かし、適宜組み合わせる。

ウ 学校は、必要に応じて保護者を対象としたアンケートを実施する。

エ イ又はウで実施したアンケートの質問票の原本等の一次資料、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び重大事態に係る調査報告書の保存期間は、5年とする。

オ 学校は、教職員と児童生徒との学校生活についてやりとりをする「生活ノート」等を活用して、日々の学校生活や交友関係等の把握に努める。

カ 学校は、学校内に児童生徒及び保護者がいじめ等に係る相談を行うことができる体制を整備するとともに、市教育委員会少年育成センター少年相談(資料2)や「香川県においていじめの防止等の取組を推進する関係機関一覧」(資料3)等の相談窓口を児童生徒及び保護者に周知することにより、児童生徒がいじめ等を訴えたり保護者が相談したりしやすい体制を整える。

キ 学校は、児童生徒が欠席した場合は、いじめ等が原因になっていないかの的確に欠席の原因や背景を把握する。

(3) いじめ等に対する措置

ア 学校の教職員は、いじめ等の通報・相談を受けたとき又は児童生徒がいじめ等を受けていると思われる行為を発見したとき(「疑い」を含む)はその場でその行為を止めさせ、推進法第23条第1項の定めに従い、速やかに学校いじめ等対策委員会に報告しなければならない。

イ 学校は、いじめ等の通報を受けたとき、その他当該学校に在籍する児童生徒がいじめ等を受けていると思われるときは、当該児童生徒に係るいじめ等の事実の有無の確認を行い、速やかに教育委員会に報告する。

ウ 学校は、いじめ等があることが確認された場合には、迅速にいじめ等の解決に取り組み、その結果を教育委員会に報告する。

エ 学校は、いじめ等の再発を防止するため、いじめ等を受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめ等を行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。その際、香川県教育委員会所属のスクールカウンセラー、市教育委員会学校教育サポート室の支援を要請することができる。さらに、スクールソーシャルワーカー等の心理や福祉の専門家、弁護士、医師その他の専門的知識を有する者の協力が必要であると判断するときは、必要な人材の派遣を市教育委員会に要請する。また、いじめ等の再発を防止するために、必要に応じて、当該児童生徒の個人情報に留意しつつ、学校、家庭、関係機関、地域社会の連携を図り、協力を得る。

オ 学校は、当該学校の教職員が上記エ前段による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめ等を受けた児童生徒の保護者といじめ等を行った児童生徒の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめ等の事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

カ 学校は、いじめ等を受けた児童生徒に関して、いじめ等の事実、学校の指導・支援等について個別の記録(以下「個別記録」という)を作成する。

キ 学校は、個別記録を保存し、個人情報の保護に留意しつつ、児童生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎ、情報提供できる体制を構築する。

ク 学校の全ての教職員は、いじめ等が発生した場合、相互に積極的に情報交換し、緊急の会議や個別記録等により情報を共有して適宜適切に対応する。

ケ 学校は、いじめ等を受けた児童生徒だけでなく、いじめ等の存在を大人に知らせた児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講じなければならない。

コ 学校は、いじめ等を行う児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を挙げることが困難な場合において、いじめ等が犯罪行為(触法行為を含む。)として取り扱われるべきものであると認めるときは、教育上の配慮の観点から、いじめ等を受けた児童生徒や保護者の意向等を踏まえた上で、一義的には教育現場における対応を尊重しつつ、所轄警察署と連携してこれに対処する。

いじめ等の事案が犯罪行為として取り扱われるべきか否かの判断及び所轄警察署との連携については、平成 25 年 5 月 16 日付文部科学省初等中等教育局長通知「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について(通知)」(資料 4)に基づき対応する。なお、いじめ等を犯罪行為(触法行為)として認めたときは、推進法の規定や文部科学省の通知等に基づき警察と連携するなどの趣旨について、年度当初の保護者会、児童生徒の集会等の機会を利用して、保護者及び児童生徒全員に周知説明する。

特に、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害を及ぼす事案については、平成 26 年 3 月 3 日付香川県教育委員会義務教育課長通知「児童生徒の暴力行為等への警察と連携した対応について(通知)」(資料 5)を参考に対応する。

当該事案が、推進法第 28 条に規定されるいじめの重大事態である場合は、警察への通報等とともに、丸亀市基本方針の第 5 章に定める「重大事態への対処」に従う。

サ 学校は、いじめ等が原因や背景となって児童生徒が欠席している場合は、学校いじめ等対策委員会を中心に早急にいじめ等の解消に取り組むとともに、継続的に当該児童生徒及びその保護者を支援する。

シ 学校は、必要に応じ、いじめ等を受けた児童生徒の後遺症及びいじめ等を行った児童生徒の抱えるストレス等の問題の除去のために、スクールカウンセラー等によるケアを行う。

ス 学校は、いじめ等が起きた集団の、いじめ等を受けた児童生徒及びいじめ等を行った児童生徒だけでなく、その他の児童生徒にも、いじめ等を自分の問題として捉えさせ、いじめ等は絶対に許されない行為であるとの意識を高め、根絶の姿勢へと導くように努める。

(4) いじめの解消

いじめは、単に謝罪を持って安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、「①いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること(相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする)」「②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にありうることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察するよう努める。

(5) 特に配慮が必要な児童生徒

発達障害を含む障害のある児童生徒や海外から帰国した児童生徒その他の特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

第4章 保護者、児童生徒、市民等・関係機関の役割

1 保護者の役割

- (1) 保護者は、児童生徒の教育について第一義的責任を有するものであり、どの児童生徒もいじめ等の加害者にも被害者にもなりうることを意識し、その保護する児童生徒がいじめ等に加担しないよう指導に努める。また、いじめ等の被害など悩みがあった場合は、日頃から保護者や周囲の大人に相談するよう働きかける。
- (2) 保護者は、児童生徒のいじめ等を未然防止するために、学校や地域の人々などとの情報交換に努めるとともに、いじめ等の根絶を目指し互いに補完しあいながら協力連携する。
- (3) 保護者は、児童生徒のいじめ等を発見し、又は、いじめ等のおそれがあると思われるときは、速やかに学校に通報するとともに、適切に当該児童生徒をいじめ等から保護し、あるいは、必要に応じて関係機関等に相談する。
- (4) 保護者は、市、教育委員会、学校等が講ずるいじめ等の防止のための措置に協力するよう努める。

2 児童生徒の役割

- (1) 児童生徒は、将来の夢や目標を達成できるよう日常の学習活動等に取り組むとともに、他者の気持ちや立場を理解する心を持ち、自らが主体的にいじめ等のない環境づくりに努める。
- (2) 児童生徒は、いかなる理由があってもいじめ等を行ってはならない。また、周囲にいじめ等があると思われるときは、当該児童生徒に声をかけたり、周囲の人に積極的に相談したりするよう努める。

3 市民・事業者・関係機関の役割

- (1) 市民及び市内で活動する事業者(以下「市民等」という。)は、児童生徒が安心して過ごすことができる環境づくりに努める。
- (2) 市民等は、児童生徒の成長・生活に関心を持ち、いじめ等の兆候等が感じられるときは、関係する学校、保護者及び関係機関に積極的に情報を提供するとともに、連携していじめ等の未然防止に努める。

- (3) 市民等は、地域行事等に児童生徒が主体性をも持って参加できるよう努める。
- (4) 児童生徒の健全育成に関わる関係機関は、その役割を自覚し、児童生徒が健やかに成長することを願い、相互に連携し、いじめ等の根絶に努める。

第5章 重大事態への対処

※ いじめ重大事態調査の手法等については、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」、「不登校重大事態に係る調査の指針」及び「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」を参照

1 重大事態の意味

重大事態とは、推進法第28条第1項各号において規定された次の状況をいう。

- (1) いじめ等により当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめ等により当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

上記(1)の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめ等を受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、児童生徒が

- ア 自殺を企画した場合
- イ 身体に重大な傷害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合

などが想定される。

上記(2)の「相当の期間」については、おおむね年間30日を目安とするが、日数だけでなく、児童生徒の欠席の理由や背景の状況等、個々の事案を十分に把握して判断する。

また、児童生徒や保護者からいじめ等を受けて重大事態に至ったという申し出があった場合は、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

2 教育委員会又は学校による対処

- (1) 教育委員会は、学校から報告されたいじめ等の事案が重大事態であると判断した場合は、学校に「いじめ等重大事態発生報告書」(様式1)の提出を指示し、当該文書をもって直ちに丸亀市長(以下「市長」という。)に報告する。

- (2) 教育委員会は、いじめ等による重大事態に関して、児童生徒の生命又は身体に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合において、協議する必要があると思料するときは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下「地方教育行政法」という。)第1条の4第4項の規定に基づき、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。
- (3) 教育委員会又は学校は、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生防止に資するため、速やかに、聴き取りによる調査、質問票の使用、その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行わなければならない。
- (4) 調査を実施するに当たっては、いじめ等を受けた児童生徒及びその保護者の要望を十分に把握するとともに、調査により当該事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されたり、情報を提供してくれた児童生徒が新たな被害に遭うことのないよう配慮する等、いじめ等を受けた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを優先する。
- (5) 調査の主体は、教育委員会が判断し決定する。ただし、次のいずれかの場合においては、教育委員会が主体となる。
- ア 学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合
- イ 学校主体の調査により、学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合
- なお、学校が調査の主体となる場合であっても、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導及び人的措置も含めた適切な支援を行う。
- (6) 調査を行う組織は、公平性・中立性を確保するため、当該いじめ等の事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者を組織の構成員としてはならない。
- (7) 調査を行うに当たっては、重大事態に至る要因となったいじめ等が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめ等を生んだ背景としてどのような事情や問題があったか、児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にしなければならない。
- (8) いじめ等を受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合は、当該児童生徒から十分に事実関係、状況、心情を調査するとともに、必要に応じてその保護者、在籍児童生

- 徒、教職員(学級・学年・部活動関係等)等に対して質問紙調査や聴き取り調査を行う。
- (9) 調査を実施するに当たっては、調査の結果がいじめ等を受けた児童生徒とその保護者に適宜提供される旨を、調査対象となる児童生徒とその保護者に事前に説明する。
- (10) いじめ等を受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。調査の方法は、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等により行う。
- (11) 教育委員会が調査を行う場合は専門委員会が行い、「いじめ等重大事態調査結果報告書 ※教育委員会用」(様式2)を市長に提出する。
- (12) 学校が調査を行う場合は、学校いじめ等対策委員会に専門的知識及び経験を有する者を加えた組織が行い、「いじめ等重大事態調査結果報告書 ※学校用」(様式3)を教育委員会に提出し、教育委員会は市長に提出する。
- (13) (11)及び(12)において、いじめ等を受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合は、調査を行った教育委員会又は学校は、当該児童生徒又は当該保護者の意見をまとめた文書の提供を受け、調査結果報告書に添える。
- (14) 教育委員会又は学校が調査を行ったときは、当該調査に係るいじめ等を受けた児童生徒及びその保護者に対し、教育的配慮をした上で当該調査に係る重大事態の事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- (15) 調査を行う組織の構成員は、教育委員会、学校から提供された個人情報を他に漏らしてはならない。その身分を退いた後も、同様とする。
- (16) 調査によって確認された事実関係等は、関係する児童生徒やその保護者への継続的な支援、指導、助言等に活用するとともに、同種の事態発生の防止に資するよう努める。
- (17) 教育委員会は、調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態等への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を構ずる。

3 市長による対処

- (1) 市長は、地方教育行政法第1条の4第1項第2号の規定に基づき、児童生徒の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合には、総合教育会議を招集することができる。
- (2) 教育委員会又は学校による重大事態の調査の結果報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、教育委員会又は学校の重大事態の調査の結果について、「丸亀市いじめ問題再調査委員会」において調査(以下「再調査」という。)を行うこととする。
- (3) 市長は、再調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。なお、その内容については、個人情報に十分に配慮する。
- (4) 市長は、当該再調査に係るいじめ等を受けた児童生徒及びその保護者に対し、適宜・適切な方法で、再調査の進捗状況等及び再調査の結果を提供する。
- (5) 重大事態に係る調査に関して、従前の経緯や事案の特性から必要な場合、いじめを受けた児童生徒または当該児童生徒の保護者が望む場合は、教育委員会又は学校による調査に並行して、市長による調査を実施することができる。この場合、調査対象となる児童生徒への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、調査主体である教育委員会又は学校と並行して行われる調査主体とが密接に連携し、適切に役割分担を行う。
- (6) 市長が実施する調査は、市長に対し、地方教育行政法第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。
- (7) 市長は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を構ずる。

第6章 雑則

この丸亀市基本方針は、推進法の施行状況や本市のいじめ等の防止の取組状況を勘案して見直しを検討し、必要があると認められるときは適切な措置を講ずる。

様式1〔第5章 2-(1) 関係〕

取扱注意

〇〇〇〇発第 号
平成 年 月 日

丸亀市教育委員会
教育長 あて

丸亀市立 学校
校長



いじめ等重大事態発生報告書

1 発生日時 平成 年 月 日()
時 分～ 時 分

2 事態の内容 ※ 該当事態の()に○を記入

- (1) 児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた又はその疑いがある()
- (2) 児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている又はその疑いがある()
- (3) 児童生徒、保護者等からいじめ等が原因で重大事態に至ったとの報告があった()

※ (3)の具体的内容

3 被害児童生徒

ふりがな 氏名	学年・組	性別	年齢	備考
甲				
乙				
丙				

4 加害児童生徒

ふりがな 氏名	学年・組	性別	年齢	備考
甲				
乙				
丙				

5 (1) 事態の経緯等(発生の原因や背景)

(2) いじめ等の概要(加害、被害状況等について)

(3) その他参考事項

6 学校の対応

7 報告者

職名	氏名	性別	年齢	備考

様式2〔第4章 2-(11) 関係〕

取扱注意

〇〇教学第 号
平成 年 月 日

丸亀市長

あて

丸亀市教育委員会
教育長



いじめ等重大事態調査結果報告書

丸亀市立〇〇学校において発生したいじめ等重大事態に係る調査結果について、下記のとおり報告します。

記

1 事態の内容

2 発生日時等 平成 年 月 日()、 時～

3 いじめ等を受けた児童(生徒)の氏名等

児童(生徒)氏名	(ふりがな)	歳	男・女	学年	組・・・以下(甲)
保護者氏名	(ふりがな)				
現住所					

4 いじめ等を行った児童(生徒)の氏名等

児童(生徒)氏名	(ふりがな)	歳	男・女	学年	組・・・以下(乙)
児童(生徒)氏名	(ふりがな)	歳	男・女	学年	組・・・以下(丙)
児童(生徒)氏名	(ふりがな)	歳	男・女	学年	組・・・以下(丁)

5 負傷・損害等の程度

6 重大事態発生の状況 ※ 時系列で

7 重大事態発生の背景事情の問題点

8 学校の対応

(1) 重大事態発生前の学校の対応(認知の有無等) ※ 時系列で

(2) 重大事態発生後の学校の対応(関係者への対応等) ※ 時系列で

(3) 再発防止のための対応

9 関係者の意見(いじめ等を受けた児童生徒、保護者の意見を必要に応じて記載)

※ 別紙添付可

様式3〔第5章 2-(13) 関係〕

取扱注意

丸亀市教育委員会
教育長

あて

〇〇〇〇〇第 号
平成 年 月 日

丸亀市立 学校

校長

印

いじめ等重大事態調査結果報告書

本校児童(生徒)に係るいじめ等重大事態の調査結果を、下記のとおり報告します。

記

1 事態の内容

2 発生日時等 平成 年 月 日()、 時～

3 いじめ等を受けた児童(生徒)の氏名等

児童(生徒)氏名	(ふりがな)	歳	男・女	学年	組・・・以下(甲)
保護者氏名	(ふりがな)				
現住所					

4 いじめ等を行った児童(生徒)の氏名等

児童(生徒)氏名	(ふりがな)	歳	男・女	学年	組・・・以下(乙)
児童(生徒)氏名	(ふりがな)	歳	男・女	学年	組・・・以下(丙)
児童(生徒)氏名	(ふりがな)	歳	男・女	学年	組・・・以下(丁)

5 負傷・損害等の程度

6 重大事態発生の状況 ※ 時系列で

7 重大事態発生の背景事情の問題点

8 学校の対応

(1) 重大事態発生前の学校の対応(認知の有無等) ※ 時系列で

(2) 重大事態発生後の学校の対応(関係者への対応等) ※ 時系列で

(3) 再発防止のための対応

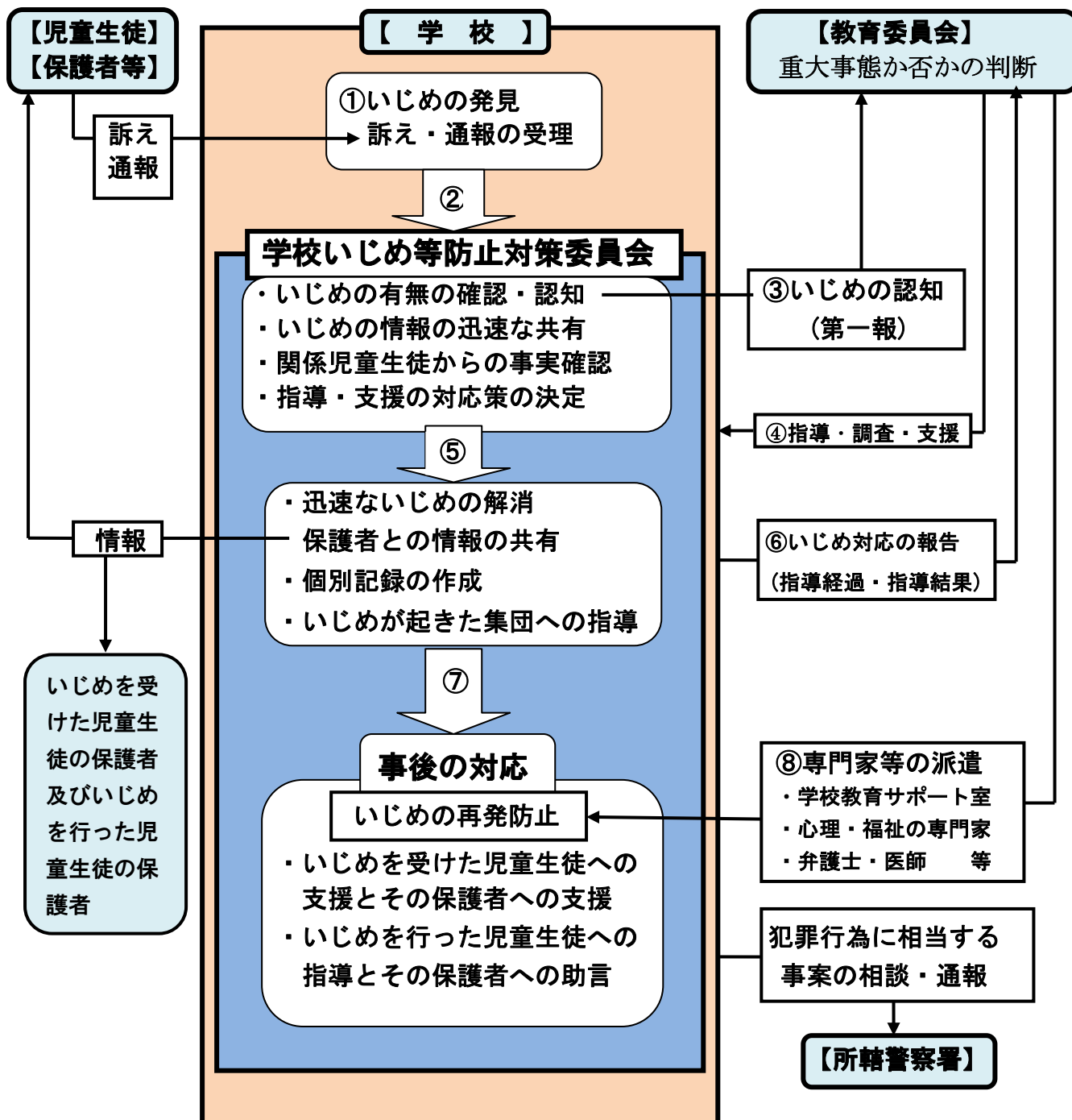
9 関係者の意見(いじめ等を受けた児童生徒、保護者の意見を必要に応じて記載)

※ 別紙添付可

参 考 资 料 等

いじめ事案発生時の対応(フローチャート)

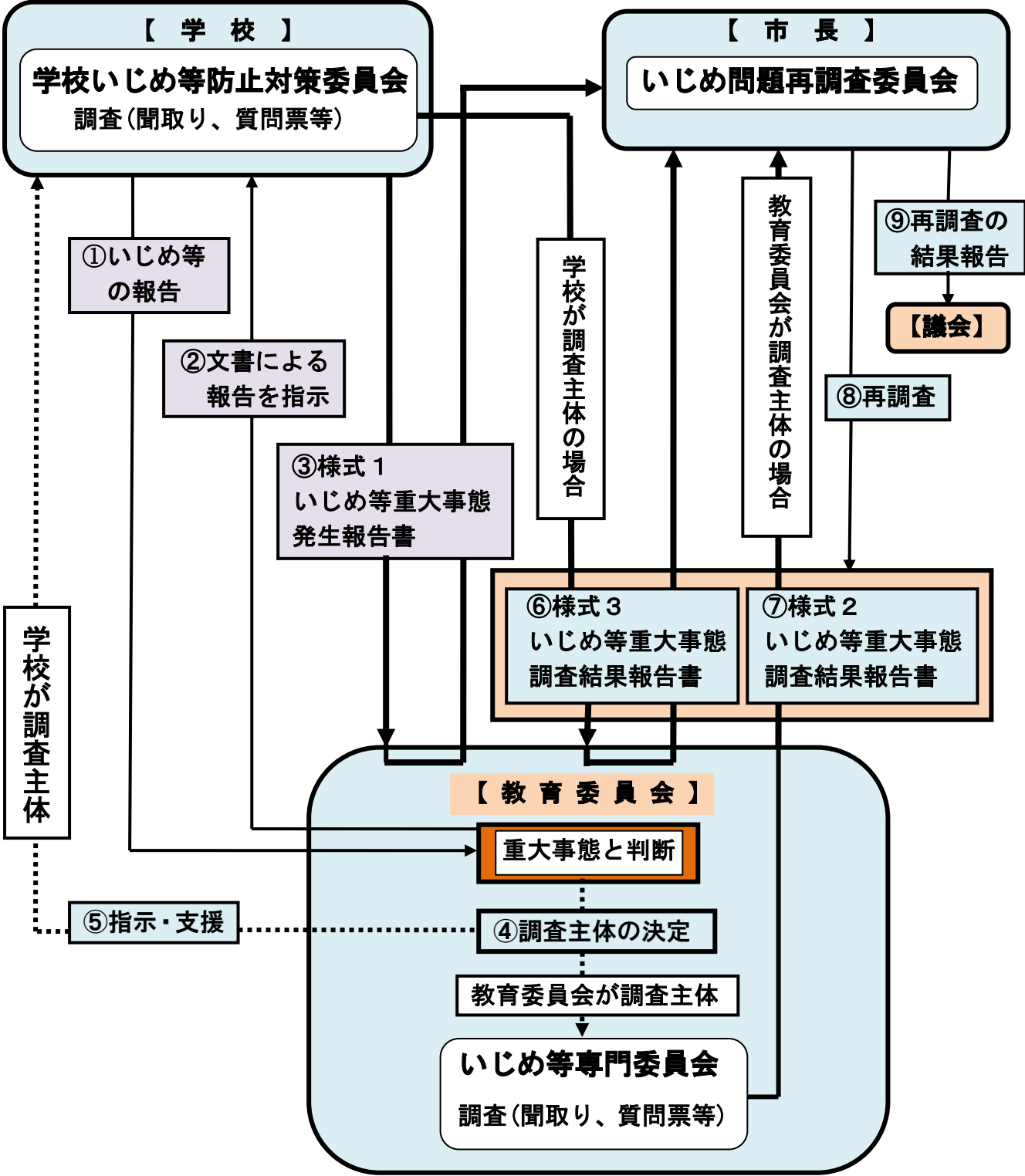
※ ①～⑧は対応等の手順を示す



※ いじめのみならず、暴力行為等の問題行動についても、このフローチャートに準じて活用することができる。

重大事態発生時の対応・調査体制(フローチャート)

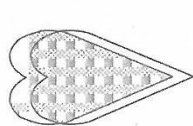
※ ①～⑨は対応等の手順を示す



「いじめ」のない学校・地域をめざして ～「ピンクのシャツ運動」～

お互いを認め、ひとりひとりを大切に。

さあ、今 **STAND UP!!**



きみには、



きみの色がある。



「ピンクのシャツ運動」とは?

2007年にカナダの二人の学生から瞬く間に世界中に広まった世界的ないじめ反対運動。ピンクのシャツを着て登校した少年が「ゲイ」だといじめられた。それを見た二人の学生が50枚のピンクのシャツを友人・知人に配り翌日登校し、二人が連絡をしなかった生徒にまでメッセージが届き、学校中がピンクに染まり、いじめが自然となくなった。

それ以降、この運動は「いじめ撲滅」の運動としてカナダ全土、アメリカ、イギリス・・・と世界中に広がっています。

丸亀市でも、「いじめ」「差別」といったものにしっかりと向き合い、「いじめのない学校・地域」を目指し、取り組んでいきたいと思えます。

丸亀市教育委員会

丸亀市少年を守る会・丸亀市少年育成センター

(財) 明治百年記念香川県青少年基金

丸亀市教育委員会少年育成センター電話相談カード



【表】



【裏】

香川県においていじめの防止等の取組を推進する関係機関一覧

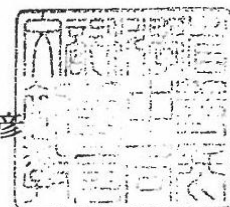
機関名	主な役割	連絡先
香川県教育センター	いじめを含む学校生活の諸問題について、児童生徒や保護者、学校関係者等からの相談を受け付け、その解決のための援助を行う。 教育相談課所員及び臨床心理士による来所相談のほか、電話相談やメール相談などの相談体制を整備する。「24時間いじめ電話相談」では、電話相談員が24時間体制で相談を受け付ける。「インターネット上のトラブル相談」では、ネット上の不適切な書き込み等、インターネットを通じて行われるいじめについても相談を受け付ける。 相談内容に応じて、学校や県・市町教育委員会等と連携し、いじめを受けた児童生徒等を支援する。	●来所相談 電話：087-833-4238 ●電話相談 電話：087-862-4533 ●24時間いじめ電話相談 電話：087-833-4227 ●メール相談 kesoudan@kagawa-edu.jp ●インターネット上のトラブル相談 電話：087-813-0760
高松法務局	いじめを含めた人権問題について、専用相談電話「子どもの人権110番」や「インターネット人権相談受付窓口(SOS-eメール)」の設置、「子どもの人権SOSミニレター」の配布を通じて、子ども達が相談しやすい体制を取る。そして、相談等を受けて、いじめの疑いのある事案を認知した場合には、必要な調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じる。また、インターネット上のいじめに係る書き込みについて、児童生徒又はその保護者から相談を受けた場合には、事案に応じ、その削除依頼の方法を助言するほか、削除要請等を行う。	●「子どもの人権110番」 電話：0120-007-110
香川県警察	平成16年度から実施している「香川県学校・警察相互連絡制度」等を活用し、学校と警察との連携を図るとともに、学校におけるいじめ問題については、教育上の配慮等の観点から、一義的には教育現場における対応を尊重しつつも、犯罪行為(触法行為を含む。)がある場合には、いじめを受けた児童生徒や保護者の意向や学校における対応状況等を踏まえながら、警察としての対応を行う。特に、いじめを受けた児童生徒の生命・身体の安全が脅かされているような重大事案がある場合は、捜査、補導等の措置を適切に講じる。また、「スクールサポーター」を学校に派遣し、教職員への助言や、いじめの防止を主眼とした非行防止教室の開催等を行う。	●香川県警察本部少年課 電話：087-833-0110 ●少年サポートセンター 電話：087-837-4970 ●中讃少年サポートセンター 電話：0877-33-3015
児童相談所	いじめ問題については、児童生徒や保護者、学校等からの相談を受け、家庭環境や生活歴、発達、性格行動など専門的な調査を行い、関係機関と連携しながら援助を行う。必要な場合には、児童生徒を一時的に保護したり、児童福祉施設に入所させたりするなどの措置を行う。	●香川県子ども女性相談センター 電話：087-862-8861 ●香川県西部子ども相談センター 電話：0877-24-3173
香川県臨床心理士会／香川スクールソーシャルワーカー協会	研修会を定期的に行い、グループワークや体験学習を通じて、いじめを生まない土壌をつくるための集団づくりや、いじめを受けた児童生徒又はその保護者、いじめを行った児童生徒又は保護者に対して専門的な立場からの支援や助言が行えるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの養成に努める。	●香川県臨床心理士会 電話：087-891-2167 ●香川スクールソーシャルワーカー協会 電話：087-861-0546
香川県PTA連絡協議会／香川県高等学校PTA連合会	子どもをいじめの被害者にも加害者にもさせないために、日頃から共に過ごす時間や会話を大切に、子どもの変化を見逃さないようにするとともに、家庭において、社会や集団のルールや物事の善悪についてきちんと話し合う機会を設けるよう努める。また、PTAとして学校や地域社会等と連携し、いじめの防止等のための対策に取り組む。	●香川県PTA連絡協議会 電話：087-831-3802 ●香川県高等学校PTA連合会 電話：087-851-4614

25 文科初第 246 号
平成 25 年 5 月 16 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第 12 条第
1 項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長

布村 幸彦



(印影印刷)

早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について (通知)

標記の件については、平成 24 年 1 月 2 日付初等中等教育局長通知「犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する警察への相談・通報について (通知)」において、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取ることが重要であること、また、いじめられている児童生徒の生命又は身体の安全が脅かされているような場合には、直ちに警察に通報することが必要であることを周知いたしました。

いじめの認知に当たっては、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を、いじめられた児童生徒の立場に立って行い、認知したいじめには、迅速に対応することが必要ですが、このいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものが含まれます。このいじめの対応に当たっては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要です。

このため、別紙 1 のとおり、どのような行為が犯罪行為に該当するかについての理解が促されるよう、学校において生じる可能性がある犯罪行為等について、いじめの態様別に、取りまとめました。

については、下記の事項に留意の上、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校に対して、国立大学法人学長にあっては設置する附属学校に対し、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長にあっては認可した学校に対し、

本通知及び別紙1について周知を図り、早期に警察に相談・通報すべきいじめ事案について、学校現場の適切な理解が促されるよう御指導をお願いします。

また、平成24年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(平成25年5月16日付初等中等教育局児童生徒課長通知において依頼)より、当該調査におけるいじめの定義において、いじめの中には早期に警察に相談・通報することが必要なものが含まれること等を明記しました。別紙2として添付した、平成24年度からの当該調査のいじめの定義について併せて確認の上、この趣旨が当該調査の担当教職員のみならず、広く周知されるよう御指導をお願いします。

なお、本通知の内容については、警察庁生活安全局と調整済みであることを申し添えます。

記

- 1 いじめの認知に当たっては、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を、いじめられた児童生徒の立場に立って行い、認知したいじめには、迅速に対応することが必要であるが、このいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものが含まれる。

このため、このいじめの対応に当たっては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要であること。

- 2 個々のいじめ事案が、「犯罪行為として取り扱われるべきと認められるもの」に当たるか否かについては、いじめの態様や加害児童生徒の状況等によって、的確に判断することが必要であり、平素より、どのような行為が刑罰法規に該当するかについて、教職員の理解を深めておくことが必要であること。

このため、各学校や教育委員会等においては、別紙1も参考に、指導資料の作成や研修の充実等を図ることが必要であること。

- 3 上記1の判断に迷う場合も含め、積極的に警察に相談できるよう、学校及び教育委員会等においては、学校と警察との緊密な連携体制を構築しておくことが必要であること。

以上

学校において生じる可能性がある犯罪行為等について

1. 警察への通報・相談に係る基本的な考え方

- ① 学校や教育委員会においていじめの児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難である場合において、その生徒の行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、被害児童生徒を徹底して守り通すという観点から、学校においてはためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取ることが重要。
- ② いじめられている児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合には、直ちに警察に通報することが必要。

2. 学校において生じる可能性がある犯罪行為等

以下の「事例」は過去にあった事案を踏まえたものであり、刑罰法規に対応した具体例を示すことで理解を深めるためのものである。個々の事案について、警察へ相談・通報すべきか否かは、記載されている事例を参考にして、上記1.の考え方に基づいて判断することが必要である。

いじめの態様 (※)	刑罰法規及び事例	
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	暴行 (刑法第208条)	第208条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。 事例:同級生の腹を繰り返し殴ったり蹴ったりする。
	傷害 (刑法第204条)	第204条 人の身体を傷害した者は、15年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 事例:顔面を殴打しあごの骨を折るケガを負わせる。
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	暴行 (刑法第208条)	第208条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。 事例:プロレスと称して同級生を押さえつけたり投げたりする。

(※)いじめの態様:「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における「いじめ」の調査項目の「いじめの態様」

<p>嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。</p>	<p>強要 (刑法第223条)</p>	<p>第223条 生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、3年以下の懲役に処する。</p> <p>2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者も、前項と同様とする。</p> <p>3 前2項の罪の未遂は、罰する。</p> <p>事例:断れば危害を加えると脅し、汚物を口にいれさせる。</p>
	<p>強制わいせつ (刑法第176条)</p>	<p>第176条 13歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6月以上10年以下の懲役に処する。13歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。</p> <p>事例:断れば危害を加えると脅し、性器を触る。</p>
<p>金品をたかられる。</p>	<p>恐喝 (刑法第249条)</p>	<p>第249条 人を恐喝して財物を交付させた者は、10年以下の懲役に処する。</p> <p>2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。</p> <p>事例:断れば危害を加えると脅し、現金等を巻き上げる。</p>
<p>金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。</p>	<p>窃盗 (刑法第235条)</p>	<p>第235条 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>事例:教科書等の所持品を盗む。</p>
	<p>器物損壊等 (刑法第261条)</p>	<p>第261条 前3条に規定するもの(公用文書等毀棄、私用文書等毀棄、建造物等損壊及び同致死傷)のほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金若しくは科料に処する。</p> <p>事例:自転車を故意に破損させる。</p>

冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	脅迫 (刑法第222条)	<p>第222条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。</p> <p>事例:学校に来たら危害を加えると脅す。</p>
	名誉毀損、侮辱 (刑法第230条、231条)	<p>第230条 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を摘示することによってした場合でなければ、罰しない。</p> <p>第231条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。</p> <p>事例:校内や地域の壁や掲示板に実名を挙げて、「万引きをしていた」、気持ち悪い、うざい、などと悪口を書く。</p>
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。	脅迫 (刑法第222条)	<p>第222条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。</p> <p>事例:学校に来たら危害を加えると脅すメールを送る。</p>
	名誉毀損、侮辱 (刑法第230条、231条)	<p>第230条 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を摘示することによってした場合でなければ、罰しない。</p> <p>第231条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。</p> <p>事例:特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上のサイトに実名を挙げて「万引きをしていた」、気持ち悪い、うざい、などと悪口を書く。</p>

<p>パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。</p>	<p>児童ポルノ提供等 (児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律第7条)</p>	<p>第7条 (略) 2~3 (略) 4 児童ポルノを不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、5年以下の懲役若しくは 500 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。(略) 5 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同項と同様とする。(略) 6 (略)</p> <p>事例：携帯電話で児童生徒の性器の写真を撮り、インターネット上のサイトに掲載する。</p>
-----------------------------------	--	---

以上

25教義 第10048号

平成26年3月3日

各小・中学校長 殿

香川県教育委員会事務局
義務教育課長
(公印省略)

児童生徒の暴力行為等への警察と連携した対応について (通知)

これまでも、県内各学校及び各市町(学校組合)教育委員会においては、児童生徒の非行や被害の未然防止等を目的として、平成16年から「香川県学校・警察相互連絡制度」に基づき、警察との連携した取り組みを推進しているところです。

しかしながら、最近においても、深刻な生徒間暴力や対教師暴力が発生するなど、校内暴力は依然として憂慮すべき状況にあります。また、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめについては、いじめ防止対策推進法により警察との連携した対応が義務付けられたところであり、このような児童生徒の問題行動に対しては、ためらうことなく警察に相談・通報するなど、本連絡制度を有効に活用する必要があります。

つきましては、各学校にあっては、別紙「児童生徒の暴力行為等への警察と連携した対応」に示した内容に留意の上、警察とより一層効果的な連携を図るようお願いします。

児童生徒の暴力行為等への警察と連携した対応

I 連携の基本方針

児童生徒による暴力行為等に対し、教職員が毅然と適切な対応を取るためには、学校は、あらかじめ、その対応方針を定め、保護者及び児童生徒に周知を図るとともに、事案が発生した際に迅速・的確に対応できるよう、日頃から、校内の指導体制及び警察との緊密な連携体制を構築しておく必要がある。

II 深刻化を防ぐ指導の留意事項

- 1 暴力行為等に対する対応方針として、対応の基準等を明確化しておく。悪質な事案の発生に備え、具体的な緊急対応の流れについて事前検討を行っておく。
- 2 年度初めの職員会議等の機会を利用して、これらの対応方針について、全教職員で共通理解を図る。
- 3 年度初めの保護者会等の機会を利用して、保護者及び児童生徒全員に対して、学校・警察相互連絡制度や法律の規定に基づき、暴力行為や犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめがあった場合は、警察に通報する旨、周知説明しておく。
- 4 全教職員が問題行動に関する情報を共有するとともに、校長のリーダーシップの下、対応基準に基づき、全教職員が団結して、一貫性のある粘り強い指導を行う。
- 5 問題行動の中でも、犯罪行為の可能性がある場合は、学校だけで抱え込むことなく、警察と連携して対処すること。特に、悪質な事案の発生の際は、警察に即報する。
- 6 具体的な事案への対応については、市町教育委員会への報告を行い、委員会からの指導と支援のもとに実施する。
- 7 加害・被害児童生徒の保護者に対して、何が起こり、学校は今、どのように対応しているのかを早期に連絡する。

III 暴力行為への対応例

学校の対応としては、例えば、次のような運用が考えられる。

- 1 生徒間暴力への対応について（別添1参照）
 - (1) 加害児童生徒の問題行動のレベルに応じて、学年主任、生徒指導主事、主幹教諭、教頭、校長と指導に関与する教員を増やし、いわゆる段階的

指導を行う。併せて、保護者に連絡し指導を依頼するとともに、被害児童生徒への謝罪を促す。

- (2) 被害児童生徒の保護者にも連絡する。その際、被害児童生徒や保護者に被害届の提出の意思があるものについては、その意思を尊重し、警察へ連絡するなどの支援を行う。
- (3) 加害児童生徒が校長の指導に従わない場合には、社会で許されないことは、学校でも許されないということを指導する観点から、保護者及び児童生徒に対し、警察への通報もありうることを警告する。また、警察に対しても、これまでの経緯や次回暴力行為があった場合の対応等について相談しておく。
- (4) 特に、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害を及ぼす事案（※1）を現認した場合は、段階的指導によらず、直ちに警察に通報し、警察官の派遣を求め、現行犯としての処理にゆだねる。また、加害・被害児童生徒の保護者への連絡にも配慮する。
- (5) 事後において、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害を及ぼす事案を認知した場合は、被害児童生徒及び保護者に対し、警察への連絡や付添い等必要な支援を行う。また、警察と連携した加害児童生徒への指導や保護者への連絡にも配慮する。

※1) 「生命、身体又は財産に重大な被害を及ぼす事案」については、例えば、

- 他の児童生徒に対し、集団による暴行を加えた行為
- 他の児童生徒に対し、重大な傷害を負わせた行為
- 他の児童生徒を脅し、多額の現金を要求した行為
- 凶器を使用する等生命・身体に重大な危害が及ぶおそれのある行為
- 他の児童生徒の裸体を撮影し、その画像をインターネット上に公開した行為

などが想定される。

2 対教師暴力への対応について（別添2参照）

- (1) 加害児童生徒の問題行動のレベルに応じて、学年主任、生徒指導主事、主幹教諭、教頭、校長と指導に関与する教員を増やし、いわゆる段階的指導を行う。併せて、保護者に連絡し、指導を依頼する。
- (2) 加害児童生徒が校長の指導に従わない場合には、社会で許されないことは、学校でも許されないということを指導する観点から、保護者及び児童生徒に対し、警察への通報もありうることを警告する。また、警察に対しても、これまでの経緯や次回暴力行為があった場合の対応につい

て説明しておく。

- (3) 校長の指導警告にもかかわらず、対教師暴力を再度行った場合は、負傷の有無や負傷程度にかかわらず、ためらうことなく警察に被害届を提出する。この場合、発生時、即通報することにより、学校としての強い姿勢を示すことが望ましい。
- (4) 特に、教職員の生命、身体に被害を及ぼす事案（※2）が発生した場
合については、段階的指導によらず、直ちに警察に通報し、被害届を提出する。また、加害児童生徒の保護者への連絡にも配慮する。
- (5) 被害届の提出の権限は、あくまで被害者の教職員であるが、生徒や教職員によって、対応に不均衡が生じないように、学校の方針として、原則、一律の基準に従って、被害届を提出することが望ましい。

※2)「教職員の生命、身体に被害を及ぼす事案」については、例えば、

- 教職員に対し、暴行を加え傷害を負わせた行為
- 教室内外で授業中、教員の指導に反抗し、物を投げ付け傷害を負わせるなど、授業を著しく妨害した行為
- 凶器等危険物を使用した行為

などが想定される。

3 校内での暴力行為発生時における留意事項について

教職員が児童生徒に対して、暴力行為を止めるように口頭で指導したにもかかわらず、暴力行為を中止しない、又は極めて悪質な暴力行為が目前で行われるなど、教職員自身や他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避したりするために、やむを得ないと認めるときは、次の①及び②の緊急対応を行うことができる。

- ① 教員が暴れる児童生徒を押さえて制止させる。ただし、負傷させないよう注意が必要である。必ず複数対応とし、押さえつけたら警察官に身柄を引き渡す。
- ② 直ちに警察官の派遣を要請し、警察官による制止又は現行犯としての処理にゆだねる。

